

相模原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 3 1 号

相模原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

相模原市議会個人情報保護条例(令和 4 年相模原市条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 3 0 条」を削り、同項の表第 3 9 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 3 2 条第 2 項中「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 3 3 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 9 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 4 0 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 8 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 9 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。